

### 3 持続可能な大阪市を支える行財政基盤の構築

事項 3-①	「事務事業総点検」等に基づく点検・精査
趣旨・目的	<p>ア 点検・精査 「中期的な収支均衡に向けた対策のフレーム」における「さらなる経費削減 約120億円」の実現をめざし、「事務事業総点検(中間取りまとめ)」に引き続き、総点検で問題提起を行った事業について点検・精査</p> <p>イ 経費節減の徹底 さらに、日常の事務にかかる経費についても、ムダの排除を徹底するため、これまでの取組や今後の方向性について、あらためて検証</p>
5年間の 主な取組	<p>ア 点検・精査(対象 940 事業)</p> <p>(ア) 国等の基準どおりと言えるものは、約200億円。その他は、比較的豊かな税収を背景に、市民の要請等に応じて、大阪市が独自に実施してきた事業と言え、税収が大幅に落ち込み、急速な回復は見込みがたい現在の状況下では、事業のあり方等について他都市水準なども考慮し、見直しの検討が必要。</p> <p>他都市水準比較で「上回っている」「比較困難」と整理した事業の一般財源総額で9割以上を占める1億円を超える100事業を優先的に、地域力の復興、市民生活の基盤づくり、大都市大阪の活力・貢献の視点から、必要性、優先性、有効性、費用対効果、担い手・手段の最適化等について精査</p> <p>以上のような検討をもとに、中期的な財政収支概算との関係等をふまえて、施策効果検証のために「政策試行」として数年間事業を休止することや、今後、増加が確実に見込まれる経費について、上限設定(キャップ制)の導入など、いくつかのシナリオを設定</p> <p>平成23年度予算に向けては、100事業を整理・分類し、主として内部事務的な事業で課題整理や方向付けの議論が前倒して可能と考えられる15事業について精査(1事業は当面休止、他の事業についても民間委託化や経費削減など見直しを実施・検討)</p> <p>上記以外の85事業については、今後さらに整理・分類の上、引き続き点検・精査(1事業は22年度予算編成時の考え方にに基づき23年度以降一旦収束)</p> <p>⇒関連資料参照</p> <p>なお、1億円以下の事務事業並びに今回は点検・精査の対象としなかった「引き続き改善しながら実施するもの」に分類した事務事業についても、現行のPDCAサイクル<sup>19</sup>や分権型予算編成システム<sup>20</sup>のもとで、各局・区役所が主体的に、上記の検討内容などをふまえて不断の見直しに取組む。その際には、社会的ビジネス等の可能性など、地域力の復興の視点からも重点的に精査</p>

<sup>19</sup>PDCAサイクル：施策・事業に必要な要素である企画(Plan)、運営(Do)、評価(Check)、改善(Action)の頭文字を取ったもの。企画から改善までを一貫した流れのものとしてとらえ、さらにそれらを循環させることで、以降の事業・計画の改善に結びつけようとする考え方

<sup>20</sup>分権型予算編成システム：各局・区役所が現場自らの主体的な判断と責任のもと、市民ニーズを的確に捉えるとともに、事業効果の検証・評価を通じて施策の優先順位を定め、施策の選択と集中を図る予算編成手法をいい、平成17年度予算編成より導入

	<p>(イ) 競争性のない随意委託契約  対象940事業 競争性のない随意契約委託料総額 193億円(事業費ベース)  【内訳】 外郭団体等 98億円 IT経費 39億円 その他 56億円  【その他の主なもの】 予防接種、検診関係経費事業 22億円  あいりん・ホームレス等関係経費 11億円 など</p> <p>その他56億円については、主な事業を見ると、一律に削減目標を設定することは難しいと考えられるが、長期間契約内容の見直しが行われていない場合や、民間事業者等のサービス提供が広がる中でより効率的な委託先がないかなど、今日的な妥当性について、各局・区役所のチェックを徹底し個別に精査  ※ 外郭団体等やIT経費については、分野別に対応</p> <p>イ 庁舎・事務所の光熱水費  既に、都市整備局ファシリティ・マネジメント<sup>21</sup>担当において、施設管理者が、日常的な維持管理の中で自力行なうことのできる省エネルギー化の手法を「光熱水費の節約に向けたアイデア」としてまとめ、庁内ポータルにも掲載して周知し、庁舎や事務所等での導入に向けた取組を推進  本庁舎においても、適正温度（夏28℃、冬20℃）による冷暖房、昼休みの消灯などによる節電や、手洗いの自動水洗化による水量削減など、あらゆる手法で節約  庁内共用部分で平成19年度から先行実施している照明器具の間引き点灯について、本庁舎全体で順次実施しているほか、各階の給湯室に設置している貯湯式給湯器を廃止してガス使用量を節約するなど、新たな節減も実施  こうした光熱水費にかかる節約の手法を全庁で共有し、引き続き、徹底したムダの排除に強力に取り組む。</p> <p>(参 考)  照明器具の間引き点灯による本庁舎の電気料金削減効果 年間約130万円  貯湯式給湯器の廃止によるガス料金削減効果 年間約200万円</p> <p>ウ 広報印刷物、物品の購入  (ア) 広報印刷物については、従来の削減に加え、今年度からは、より効果的・効率的な広報印刷物を作成する観点から、「情報発信ガイドライン」を改訂。残部数の把握・必要部数の精査の必要性等を盛り込み、職員の広報印刷物削減に向けた意識向上を推進  さらに各局・区役所において「広報印刷物発行計画」を作成し、情報共有するとともに、発行の時期・内容等が類似しているものは整理統合し、全市的に広報印刷物を削減。また、ホームページや携帯端末と連動した広報の工夫、民間広報誌とのタイアップなどを推進  今後5年間で、作成経費が2千万円以上の局・区役所は対22年度予算比較で20%削減、それ以外は10%削減をめざす＝目標額 5年で77百万円を削減（一般会計・政令等会計歳出ベース）</p> <p>(イ) 物品の購入に関して、全庁的に日常の事務に使用する物品（PPC<sup>22</sup>用</p>
--	---

<sup>21</sup> **ファシリティ・マネジメント**：大阪市が所有する建物（ファシリティ）を市民共有の財産として、また、貴重な経営資源として捉え、全庁横断的な視点から総合的な有効活用を図る取組（マネジメント）

<sup>22</sup> **PPC用紙**：普通紙複写機という意味で、それに使う用紙（Plain Paper Copier の略）

	<p>紙、ファイル類など)については、統括用品として市販品を集中購買し、必要部署へ直送することにより、安価で安定した供給及び各局・区役所の契約事務の軽減に寄与しているが、今後も引き続き、実施するとともに、状況に応じて対象品目を精査</p> <p>エ IT<sup>23</sup>経費</p> <p>本市には約160の情報システムが整備され、一般事務用パソコンも整い、ITが日常業務に不可欠な基盤となったが、これらの維持管理に経費が増嵩していたことから、平成19年度よりシステムの新規整備や改修時に総務局IT担当との協議を義務付け、パッケージ<sup>24</sup>やASP<sup>25</sup>の利用、システム統廃合、随意契約の弊害やブラックボックス<sup>26</sup>化の防止のため、複数年契約を行う総合評価一般競争入札などを指導</p> <p>予算編成にあたっては、調書の詳細化・標準化を行い、システムの機能を保持しつつ、委託作業にムダがないか、他に安価なサービスを利用できないか等の観点で精査</p> <p>3年間の取組により、平成19年度予算(約171億円)に比して約22億円を削減</p> <p>また、基幹的システムの経年劣化による経費とリスクの増大に対し、新たな技術に適応した効率的なIT基盤の構築など、長期的な経費の低廉化をめざした再構築計画を策定し、順次進めていく予定</p> <p>業務へのシステム導入は、人件費を抑制するものの、その事務の量や複雑さ、システム適用範囲に比例して経費が増大するため、今後は、業務そのものの簡素化・標準化を行い、過剰な事務の省略が必要</p> <p>こうした取組のもと、競争性の確保やパッケージの利用等、これまでに行ってきた効果のある手法を駆使して指導調整にあたり、さらなるIT経費の抑制に努める。</p> <p>オ 「公の施設」の管理及び指定管理者制度</p> <p>「公の施設」の管理については、施設の目的を最大限に発揮できるような管理のあり方を検討する必要があるが、行政が直接担う必要があるかどうか十分精査し、指定管理者制度をはじめ可能な限り民間活力の活用を図ってきており、今後も引き続き、このような取組を推進</p> <p>このうち、指定管理者制度については、平成22年10月現在で352施設に導入しており(図参照)、利用者サービスの向上を実現するとともに、平成17年度から平成21年度までの5年間で約45億円の経費を縮減</p>
--	--

<sup>23</sup> IT (Information Technology) : コンピュータやネットワークといった情報処理関連の技術の総称

<sup>24</sup> パッケージ: 特定の業務あるいは業種で広い用途に利用することのできる既製の市販ソフトウェア

<sup>25</sup> ASP (Application Service Provider) : インターネットを通じて、ビジネス用のアプリケーションソフトを顧客にレンタルする事業者又はその提供形態

<sup>26</sup> ブラックボックス化: 処理過程が部外者にはわからなくなること

指定管理者制度の導入状況(平成22年10月現在)						
	公の施設	個別の法律において管理主体が限定されているもの、指定管理者制度以外の方法で効率化を図っているもの など		①—②	指定管理者制度を導入したもの	導入率
	①	②		③	④	④/③
教育・文化	619	554	学校、幼稚園、図書館 など	65	65	100%
スポーツ・レクリエーション	133	51	公園内施設(動物園 など)	82	82	100%
社会福祉	205	138	保育所、更生相談所、こども相談センター など	67	65	97%
環境・保健・衛生	45	30	保健所、保健福祉センター、病院 など	15	15	100%
供給処理等	74	62	上下水道、小霊園 など	12	12	100%
流通・産業経済等	4	3	中央卸売市場	1	1	100%
消防・防火	1			1	1	100%
公園*	975	973	天王寺公園、小公園 など	2	2	100%
道路・河川・駐車場	109	2	道路、河川	107	107	100%
港湾	391	389	岸壁、臨港道路 など	2	2	100%
市営住宅	432	432	市営住宅	0	—	—
交通	3	3	地下鉄、バス、ニュートラム	0	—	—
計	2991	2637		354	352	99%

未導入の2施設のうち、弘済院第1特別養護老人ホームについては、平成23年4月から導入。児童院についても今後、導入を予定  
 ※ 公園については、既に指定管理者制度を導入済みの長居公園、八幡屋公園の導入効果を検証し、鶴見緑地など大公園への導入について今後検討

(参考) 現在の指定管理者制度導入施設の指定期間満了時期  
 平成22年末：2施設 平成22年度末：3施設 平成23年度末：184施設  
 平成24年度末：17施設 平成25年度末：140施設  
 平成26年度末：5施設 平成27年度末：1施設

カ 不用額<sup>27</sup>の圧縮と事務事業総点検による削減など  
 (P) 平成23年度予算編成においては、PDCAサイクルの確立に資するため、予算編成段階からさらなる精査を加えることとし、平成21年度決算の裁量経費<sup>28</sup>に関する不用額のうち、突発的な要因によるものを除いて、所要一般財源の50%相当を各局・区役所への配分から減額  
 配分額を元にした各局・区役所での事業の見直し等の具体化にあたって、既述の「点検・精査」「競争性のない随意委託契約<sup>29</sup>」「庁舎・事務所の光熱水費」「広報印刷物、物品の購入」「IT経費」などの取組や考え方により経費削減を推進  
 (I) 「事務事業総点検(中間とりまとめ)」における平成23年度削減額については、21事業を財源配分に反映  
 (II) 高速鉄道事業会計繰出金の縮減  
 (III) 生活保護費において生活保護行政特別調査プロジェクトチームにおける検討を踏まえ、就労支援の強化、医療扶助適正化、現物給付等の適正化事業により、費用の増加を抑制

目 標 「中期的な収支均衡に向けた対策のフレーム」における「さらなる経費削減約120億円」を実現する。  
 (見直し可能となったものから速やかに、平成23年度以降の予算等へ反映)

<sup>27</sup>不用額：当該年度に支出しなかった歳出予算の残額

<sup>28</sup>裁量経費：各局・区役所への包括的な財源配分のもと、一義的には各局・区役所の主体的な判断により実施する事業などに要する経費

<sup>29</sup>競争性のない随意委託契約：競争入札方法によらない随意契約のうち、企画競争や公募など競争性のある契約形態以外の委託契約

事項 3-②	市民利用施設等及び都市基盤施設等の管理のあり方検討
趣旨・目的	市民利用施設をはじめとする各種施設、道路・橋梁等の都市基盤施設の管理のあり方について、社会的ニーズや社会経済環境の変化等に基づく、必要性、有効性、管理のあり方等についての方向性を明らかにする。
5年間の 主な取組	<p>ア 市民利用施設等</p> <p>(ア) 市民利用施設について、これまで施策目的ごとに施設整備を進めてきた手法を見直し、効果的・効率的な施設の維持・運営や「施設提供サービスからソフトな施策サービスへ」の観点から、市民ニーズに応じた利用が可能となるよう、施設の廃止・転用や機能統合なども含め、活用方策を精査する。</p> <p>(例えば)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画センター(5館)の必要性・妥当性や総合的利用の検討</li> <li>・ 総合生涯学習センター・市民学習センター(5館)の必要性・妥当性や総合的利用、他施設との統合等の検討</li> <li>・ スポーツ・健康づくり施設など、これまで進めてきた1区1館の是非や施設の民間移管の可能性についても検討</li> </ul> <p>(イ) 市民利用施設をはじめ本市の施設全体について、民間サービスの成長、他都市の状況との比較、利用実態、さらには交通利便性の向上や本市の財政状況など、効果的・効率的に施設の維持・運営を図る必要があり、配置のあり方、活用方策等も含め精査する。</p> <p>(ウ) 検討にあたっては、局を超えた横断的な課題として、全庁的な検討体制を構築する。</p> <p>イ 都市基盤施設等の管理</p> <p>道路・橋梁・上下水道などの都市基盤施設等の維持管理については、施設等の特性に応じて、施設の長寿命化、維持管理費の平準化、ライフサイクルコスト<sup>30</sup>の最小化など、予防保全の考え方に基づく戦略的維持管理(アセットマネジメント)を推進する。</p> <p>国の成長戦略にある「社会資本ストックの効率的、戦略的な新設・維持管理の実現」に向けて、維持管理水準等の最適化や限られた財源での維持管理の仕組みなど、財政状況を考慮した施設のマネジメントについて取り組む。</p>
目 標	<p>ア 市民利用施設等</p> <p>平成 25 年を目途に方針を策定する。その方針に沿って実施計画を取りまとめる。</p> <p>イ 都市基盤施設等の管理</p> <p>平成 25 年度までに方針を策定し推進していく。</p>

<sup>30</sup> ライフサイクルコスト：製品や構造物などの費用を、調達・製造～使用～廃棄の段階をトータルして考えたもの。

事項 3 - ③	外郭団体等 <sup>31</sup> のあり方検討
趣旨・目的	外郭団体等については、平成22年7月に存在する全ての団体（118団体）について、個々の団体の役割、出資・出捐比率の程度をもとに、派遣職員による人的関与の有無、補助金等や競争性のない随意契約の委託料による財政的関与の度合いなどから本市の関与のあり方を精査するとともに、今日的な視点から改めて全団体の存在意義、事業内容の検証・見直しを行い、解散、統廃合、関与の見直しによる指定解除、監理のあり方の見直し等を行う。
5年間の 主な取組	<p>見直しの方針</p> <p>外郭団体等の本市のまちづくりに果たす役割、存在意義について、今日的視点で一から検証し、見直す。</p> <p>検証・見直しにあたって、外郭団体自らの提案を受けて見定める手法や団体としての業績評価等を導入する。</p> <p>今後の外郭団体のあり方として、ターミナルなどの活性化の核として企画事業を展開する。</p> <p>（例えば）</p> <p>大阪地下街(株)（建設局所管）、(株)大阪市開発公社（平成23年度契約管財局から経済局へ所管替え予定）等については、管理会社から、商都大阪にふさわしい賑わいの空間を生み出す企画事業など、地域の活性化に寄与していくことについて検討</p> <p>外郭団体等評価委員会の提言等をふまえ、団体の存在意義については団体の役割、今後の使命などを業務目標とあわせて情報公開する。また、団体の方向性・監理のあり方を示すとともに、団体数、派遣職員・本市OB役職員数、競争性のない随意契約委託料等について、見直し目標を外郭団体改革計画案に盛り込み、引き続き取組を推進する。あわせて団体職員については、団体が新たに担う役割を推進していく担い手として、民間部門からの雇用機会の増進を図る。さらに、団体資産の有効活用に取り組む。なお、(株)大阪市開発公社におけるグループファイナンス事業資金については、平成22年度内の回収をめざす。また、港湾局所管団体の持株会社化を視野に入れた検討・取組を進める。</p>
目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体数の見直し：平成22年7月時の1/3以下</li> <li>・ 派遣職員の引き上げ：平成22年7月時の1/2以下</li> <li>・ 本市OB役職員の見直しとして、本市OB職員の就任が必要な最低限のポスト（※役員39ポスト）以外：公募制を導入する。 （※固定化することなく、団体改革の進捗状況にあわせて適宜見直し）</li> <li>職員として再就職の65歳超の本市OB職員：1年以内の解消をめざす</li> <li>・ 本市OB役員報酬水準の引き下げ： 報酬上限900万円～630万円に引き下げる。 （導入予定の業績評価を活用し、役員報酬インセンティブ<sup>32</sup>を設定）</li> <li>・ 委託料の見直し： 委託料総額については、3割削減。また、競争性のない随意契約については、5割削減する。（いずれも21年度決算比）</li> </ul>

<sup>31</sup>外郭団体等：監理団体（資本金、基本金その他これらに準ずるものに係る本市の出資・出えん比率が25%以上であり、かつ、その比率が最も大きい団体など）、報告団体（資本金、基本金その他これらに準ずるものに係る本市の出資・出えん比率が20%以上で監理団体を除く団体）及び事業関連団体（業務委託、派遣職員など本市の関与が大きい団体で、大阪市外郭団体等調整会議が指定する団体）

<sup>32</sup>インセンティブ：業務の成果や実績に応じて給料や賞与などを変動させる制度

事項 3-④	都市基盤施設等の経営形態等のあり方検討
趣旨・目的	港湾、上下水道、交通、廃棄物処理等については、官民の役割分担、委託化、指定管理者制度等の民間活力の導入、より望ましい経営形態などの観点から方向性を示す。
5年間の 主な取組	<p>ア 港湾事業：大阪港埠頭公社の株式会社化や阪神港の一体化 国内ハブ機能の再構築と東アジアの国際ハブポート<sup>33</sup>をめざす阪神港において、民間のノウハウや資金を活用し、より柔軟で効率的な経営を推進すべく、埠頭株式会社にコンテナターミナル等の経営を一元化する。埠頭株式会社はターミナル経営の効率化とともに広域からの貨物集約に取り組みることにより、港湾コスト低減や荷主に対するサービス向上を図り、戦略的な港湾経営を実現する。</p> <p>イ 中央卸売市場：市場の運営形態 少子高齢化や市場外流通の増加等による取扱数量の減少など経営環境が厳しくなる中、国において進められている「卸売市場の将来方向」の検討などをふまえ、戦略的な視点を持った市場運営をめざし、よりいっそうの効率的な管理運営のため、総合メンテナンス方式や指定管理者制度の導入などの方策について検討を行うとともに、今後の大規模な施設整備にあたっては、PFI<sup>34</sup>方式など民間活力の導入について検討を行う。</p> <p>ウ 高速道路：高速道路網の強化・充実 料金体系の一元化、都市圏高速道路等の整備・維持管理の実現に向けて法・制度の創設など国等への要望活動を行う。 (ア) 料金体系の一元化 都市圏の高速道路等の運営主体間で異なる料金体系を解消し、地域の実情をふまえた対距離制<sup>35</sup>の導入 (イ) 都市圏高速道路等の整備・維持管理 償還期間を抜本的に見直し、料金収入による整備・維持管理を行う。</p> <p>エ 上下水道事業：経営改革の推進、内外への水ビジネスの展開等 (ア) 経営計画を策定し、長期的な水需要の動向、施設の老朽化などをふまえた供給体制の再構築、事業所の統合・再編及び委託化の推進等による事業持続性の確保・向上を図る〔上水道〕。 (取組内容) ・ 未納整理業務の委託化、浄水場維持管理業務の再構築などによる効率化 ・ 8 営業所・4 水道工事センターの統合再編など</p>

<sup>33</sup>国際ハブポート：元は車輪のハブとスポークの意味で、船舶航路において物流の中心として機能する拠点。高規格コンテナターミナルを中心に低コスト・効率的なコンテナ物流を実現し、荷主に対するサービス向上を図る。

<sup>34</sup>PFI：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法（Private Finance Initiative の略）

<sup>35</sup>対距離制：利用する距離に応じて料金が変化する料金制度。対距離料金制

	<p>(イ) 大阪市の水・環境の技術・ノウハウ等と関西の企業のすぐれた要素技術を結び付けて、海外の水・環境問題の解決や関西経済の活性化などに貢献していくため、「(仮称)大阪市 水・環境技術海外展開推進機構」を立ち上げ、経済界と連携して、各国のニーズなどを十分に把握し、コンソーシアム<sup>36</sup>の形成など戦略的な官民連携方策について検討する〔上下水道等〕。</p> <p>オ 交通事業：</p> <p>(ア) 改革型公営企業としての取組を推進</p> <p>A 効率的な事業運営      市民・利用者によりわかりやすく、客観性のあるものにするため、交通局としての生産性指標を定めて、見える形で経営改善を進める。</p> <p>B 市営交通社会貢献等戦略プランの推進      市民・利用者への利益の還元、社会的責任の遂行、社会一般への貢献に向けて、「環境」「ひとにやさしい市営交通」「集客観光」の3つのテーマを主要な柱に位置付けた施策を推進していくとともに、利用者のニーズに応じた料金施策、私鉄との連携強化、駅スペースの活用といった戦略的展開にも取り組む。      (施策例)      エコモデル駅の設置、可動式ホーム柵の導入、アジア等からの個人観光客の誘致、地下鉄通学定期券の20%値下げ、相互直通運転の利便性向上、駅ナカ事業の展開 など</p> <p>C 市営バス事業の改革プラン「アクションプラン」の推進      バス事業の収支均衡を図り、持続可能なバスサービスを提供するため、「アクションプラン」を着実に実施していく。      以上のような改革型公営企業の取組により、企業体質の強化、市民・利用者からの信頼感の向上に努め、その取組を精査する。</p> <p>(イ) 経営形態の研究・検討      改革型公営企業として経営改善等の取組を進めながら、より効率的で、市民・利用者にとって最適なサービス提供ができる経営形態について、海外の事例や他事業者の動向も参考に、地方公営企業、株式会社、上下分離方式<sup>37</sup>などさまざまな経営形態のメリット・デメリットや現実的な課題等を整理したうえで、研究・検討を行う。</p> <p>カ 廃棄物処理：焼却工場の独立採算、収集の民間委託化など廃棄物処理事業全体の経営形態のあり方 など</p> <p>(ア) 事業運営の効率化、工場群の一体的な管理や職員の技術力を確保しながら事業を運営できるといった観点から、地方公営企業への移行を図り、事業運営の透明性の確保、独立採算による職員意識の向上、柔軟な組織体制の構築などを実現する。</p> <p>(イ) また、収集部門における民間委託の拡大、「二人車付作業<sup>38</sup>」の拡大など収集体制のよりいっそうの効率化等を図る。</p>
--	---

<sup>36</sup> コンソーシアム：連携、提携のこと。事業形態としては、複数の企業からなる企業連合

<sup>37</sup> 上下分離方式：鉄道や空港などで、線路や滑走路などの土木構造物を所有する「施設保有主体」とそれらを利用して運営を行う「運営事業主体」に組織を分けて、業務を行う方式

<sup>38</sup> 二人車付作業：車両1台当たり2名の体制でごみ収集作業を行うこと。



目 標	<p>ア 港湾事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 23 年大阪港埠頭公社の株式会社化</li> <li>・ 平成 27 年を目途に大阪港埠頭株式会社と平成 23 年に株式会社化が予定されている神戸港埠頭公社の経営統合をめざす。</li> </ul> <p>イ 中央卸売市場</p> <p>平成 25 年度までに、総合メンテナンス方式を導入するとともに指定管理者制度の導入等の結論を出す。</p> <p>ウ 高速道路 料金体系の一元化等の早期実現</p> <p>エ 上下水道事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 22 年度中に平成 23 年度から始まる 5 年間の経営計画を策定し推進する〔上水道〕。</li> <li>・ 平成 23 年度に「(仮称) 大阪市 水・環境技術海外展開推進機構」を立ち上げる〔上下水道等〕。</li> </ul> <p>オ 交通事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 23 年度中に現在の中期経営計画に続く新たな中期経営計画を策定し推進する。</li> <li>・ バス事業 平成 27 年度までに収支均衡を図る。 地域とともに赤バスの利用促進に努め、併せて需要の検証を行う。これをふまえて、バス路線の抜本的な再編を実施する。</li> </ul> <p>カ 廃棄物処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 焼却工場 平成 25 年度を目途に公営企業化を図る。</li> <li>・ 収集輸送 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 粗大ごみ収集や環境整備業務（不法投棄処理等）の一部について民間委託化を図る。 【委託率】粗大ごみ収集（目標 平成 27 年度 100%） 環境整備業務の一部（目標 平成 27 年度 75%）</li> <li>・ 「二人車付作業」の拡大（目標 平成 27 年度 車両台数の 25%）</li> </ul> </li> </ul>
-----	---

事項 3-⑤	公共事業のあり方検討										
趣旨・目的	今後の公共事業の見通しの精査を行いながら、「大阪市経済成長戦略」等をふまえた「選択と集中」の方針のもと、公共事業のあり方を整理し、効果的、戦略的に公共事業を実施していく仕組みづくりを進める。										
5年間の 主な取組	<p>ア 現状</p> <p>(ア) これまでの取組 公共事業費については、これまで継続的に削減を進めてきており、ピークの平成 7 年度と比較すると△81%の減となっている。 平成 22 年度までを対象とする市政改革マニフェストでは、平成 17 年度当初予算ベース 1,979 億円の△25% (△500 億円) の 1,479 億円へ削減させることとしていた。この目標と比較して、実績は△49% (△974 億円) となっており、大幅な削減となっている。</p> <p style="text-align: center;">*公共事業費*の推移 (事業費ベース) の推移</p> <table border="1" data-bbox="571 831 1295 1016"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 7 年度決</td> <td>5,333 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 17 年度当予</td> <td>1,979 億円</td> </tr> <tr> <td>マニフェスト平成 22 年度目標</td> <td>1,479 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度当予</td> <td>1,005 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">*普通建設事業費 (一般会計)</p> <p>(イ) 課題認識 今後の公共事業のあり方については、非常に財政事情の厳しい中、経済成長を見据え、安全・安心な市民生活、都市活動や経済活動を支えるための都市基盤の適切な維持管理水準を保持しつつ、限られた財源の中で費用対効果を見きわめ、事業の選択と集中を図る必要がある。特に多額の公債償還が続く平成 27 年度までをどう乗り切っていくのかの対策についても留意する必要がある。</p> <p>イ 公共事業のあり方について 本市の公共施設*や都市基盤施設は高齢化が進行してきていることから、これらを戦略的に維持しつつ、安全・安心を確保していくことが必要である。 社会的課題がますます増大・多様化する状況の中、大阪のまちを持続的に発展させていくため地域力の復興が求められている。一方、地域経済に関しては、東京への一極集中が進む中、関西の活力の向上が喫緊の課題である。 このような状況のもと、大都市大阪としての役割を踏まえ、大阪経済圏のみならず、関西全体の持続的な成長・発展にも貢献するため、民間企業の立地や雇用の促進など経済の活性化につながる未来への投資や文化が薫る都市格の向上などを進めていく必要がある。 また、公共事業を進めていくにあたっては、中小企業の育成にも配慮しつつ、厳しい財政状況やこうした課題など公共事業を取り巻く状況に対応しながら選択と集中を図っていく必要があり、以下の考え方にもとづき進めていく。</p> <p style="text-align: right;">*公共施設：本市が保有する公共建築物 (以下同じ)</p>	年 度	事業費	平成 7 年度決	5,333 億円	平成 17 年度当予	1,979 億円	マニフェスト平成 22 年度目標	1,479 億円	平成 22 年度当予	1,005 億円
年 度	事業費										
平成 7 年度決	5,333 億円										
平成 17 年度当予	1,979 億円										
マニフェスト平成 22 年度目標	1,479 億円										
平成 22 年度当予	1,005 億円										

(7) 選択と集中の考え方

上記の点をふまえ、安全・安心につながり着実に実施していく必要がある事業や未来への投資など重点化し戦略的に進めていく必要がある事業について選択と集中を図り公共事業を実施していくこととする。

A 安全・安心につながり着実に実施していく必要がある事業

(a) 公共施設及び都市基盤施設の維持保全・補修事業

本市の公共施設及び都市基盤施設は、高度経済成長とともに着実に整備してきており一定のストックを形成するに至っているが、こうしたストックについては高齢化した施設の割合が急速に増加しつつある。今後とも市民生活や経済活動等を支えるこれらの施設について適切な維持管理水準を確保できるよう、戦略的に維持保全や補修に取り組んでいく。

(b) 耐震対策など防災対策事業

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（18年1月施行）」の改正を受け、本市においても「大阪市耐震改修促進計画」を策定しており、これに基づく市民向けの施設について耐震対策を進めるとともに、都市基盤施設についても耐震対策をはじめとした防災対策なども進めていく。

(c) 老朽施設の建替・更新

本市の公共施設及び都市基盤施設は戦略的な維持保全・補修を行うことを基本としながら、これに依り難い場合、必要性を十分考慮し、建替・更新を行っていく。

B 重点化し戦略的に進めていく必要がある事業

(a) 地域力の復興（地域を元気にする）につながる事業

大阪市の地域社会が元気になり、地域の資源を活用して課題を解決し、自らめざす地域の将来像を実現する力を取り戻し、社会全体で支える新しい形の公共をつくっていくためには、豊かな地域コミュニティ、活発な市民活動、市民による自主的な地域運営などが必要であり、これに関連する公共事業を重点的に進める。

(b) 未来への投資

大阪の持続的な発展や経済の成長のためには、未来への投資を積極的に行うことが重要であり、これに関連する公共事業を重点的に進める。

(c) 文化が薫る都市格の向上

都市魅力を形作る豊かな歴史・文化などの資源を活用し、誰もが住みたいとあこがれるまちをめざす中、その実現に向けては、都市の価値と創造性を高めブランド力を向上させる都市格の向上が重要であり、これに関連する公共事業を重点的に進める。

(d) その他

市民生活や経済活動等を支え、防災性・快適性の向上などにつながるまちづくりやその他の政策課題への対応に関連する公共事業を重点的に進める。

(i) 事業費抑制の考え方の方向性

A 事業時期の調整

	<p>上記で示した選択と集中を行うべき事業について、限られた財源の中で、効果的かつ戦略的に事業を進めていく必要があり、とりわけ大規模新規事業は、必要性などについて慎重に検討して厳選していく。</p> <p>B 事業費の精査・財源の確保など 事業の実施にあたっては、事業費の精査を行いながら、交付金などの国費や民間資金を活用するなどあらゆる手法を検討していく。</p> <p>ウ 取組の進め方 公共事業については、これまでの事業抑制などにより実施を調整してきたところであり、今後は、経済成長に資する事業の着手なども想定されることから、事業費が増加し、財政収支への影響が懸念される。 こうした状況を踏まえ、今後の公共事業については、おおむね平成 22 年度の公共事業費（税等ベース）の水準以下で事業の選択と集中を進める。 そのために、今後5年間の事業を厳選するための全庁的な検討体制を構築し、その「厳選」の結果を具体的な予算編成作業に反映させていく仕組みづくりを進め、今後の起債の償還動向にも留意しながら、効果的、戦略的な公共事業の実施を図っていく。</p>
目 標	<p>今後5年間の事業を厳選するための全庁的な検討体制を構築し、平成 27 年度までを目処に、事業の選択と集中を進めながら、おおむね平成 22 年度の公共事業費（税等ベース）の水準以下で、公共事業の実施を図っていく。</p>

事項 3-⑥	職員数・人件費のあり方検討															
趣旨・目的	事務事業の点検・精査、施策・事業の再構築をふまえ、職員数削減及び給料月額等のカットを継続して実施するとともに、さらなる抑制として、超過勤務手当の削減、管理職ポストの削減などにより総人件費の抑制を図る。															
5年間の 主な取組	<p>ア 人件費削減の取組</p> <p>(ア) 職員数の削減</p> <p>A 職員数の削減目標 5年間で▲4,000人を削減（削減率 ▲10.2%）</p> <p>B 主な事務事業の見直し項目</p> <p>(A) 事業所の再編統合 (B) 施設の廃止 (C) 保育所の民営化 (D) 委託化の推進 (E) 派遣職員の引き上げ (F) 嘱託・再任用職員の活用 (G) 公営企業のさらなる効率化 など</p> <p>※その他、技能職員の活用等に併せて取り組む。</p> <p>(イ) 給料月額等のカット 給料月額及び管理職手当のカットを継続して実施する。 [給料月額のカット率の推移]</p> <table border="1" data-bbox="539 1104 1286 1328"> <thead> <tr> <th></th> <th>課長代理級以上</th> <th>係長級以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 21 年 4 月 1 日</td> <td>5.0%</td> <td>3.8%</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年 12 月 1 日</td> <td>5.0%</td> <td>3.3%</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年 4 月 1 日</td> <td>5.7%</td> <td>3.7%</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年 12 月 1 日</td> <td>5.7%</td> <td>3.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 給料月額のカット率については、人事委員会勧告の状況をみながら年度ごとに検討 ※ 管理職手当については、平成 29 年度まで 10.0%カットを継続</p> <p>イ さらなる削減に向けて</p> <p>(ア) 超過勤務手当については、これまでも「時間外勤務の縮減にかかる指針」を策定し削減に取り組んでいるが、長期的な目標としては平成 22 年度予算(75 億円〔一般会計第一部〕)に対して半減し、5年間で 118 億円を削減する。 ⇒ 平成 23 年度においては、前年比 10 億円の削減を行う。</p> <p>(イ) 行政委員会委員の報酬額を「大阪市特別職報酬等審議会」の意見に基づき、月額制から日額制への見直しを行うため、平成 22 年度に条例改正を行う。 ⇒ 平成 23 年度から日額制への見直しを実施し、前年比 8 千万円の削減を行う。</p> <p>(ウ) 平成 22 年 10 月現在の係長級以上の管理職ポスト数 7,903 を、5年間で 850 のポスト数削減を行う。 ⇒ 職位間のバランス維持の観点から、年度ごとの職員数の削減状況を勘案しながら順次削減を行う。</p>		課長代理級以上	係長級以下	平成 21 年 4 月 1 日	5.0%	3.8%	平成 21 年 12 月 1 日	5.0%	3.3%	平成 22 年 4 月 1 日	5.7%	3.7%	平成 22 年 12 月 1 日	5.7%	3.2%
	課長代理級以上	係長級以下														
平成 21 年 4 月 1 日	5.0%	3.8%														
平成 21 年 12 月 1 日	5.0%	3.3%														
平成 22 年 4 月 1 日	5.7%	3.7%														
平成 22 年 12 月 1 日	5.7%	3.2%														

	<p>人件費予算額（一般会計第一部） 平成 22 年度 2,362 億円 ⇒ 平成 27 年度 2,134 億円（削減率▲9.7%）</p> <p>[平成 23 年度中期的な財政収支概算ベース] 平成 22 年度 2,362 億円 ⇒ 平成 30 年度 2,080 億円（削減率▲11.9%）</p> <p>※ 人件費については、その負担を事業主が行うことと法律で定められている共済費の事業主負担率がなお上昇傾向にあり、総人件費増加の大きな要因となりうる状況にあるが、引き続き削減に取り組むことにより抑制に努めていく。</p> <p>ウ さらに給与制度改革  (ア) 努力した者がより報われる給与制度とするため、人事評価制度の評価結果がさらに給与制度(勤勉手当・昇給)に反映されるよう改善していく。  (イ) 定年延長を見据えた新しい人事給与制度を構築するため、プロジェクトチームで検討していくとともに、第三者機関である人事委員会とも意見交換を行う。  (ウ) 定年延長に向けて、総人件費の増加を抑制する観点から、本市独自の給料表導入の検討を行う。</p> <p>エ 将来の大阪市職員数  持続可能な確固たる行財政基盤の構築に向け、市政改革の計画期間にとどまらない「将来の大阪市職員数」を算出  ⇒ 交通局、水道局、病院局を除き 約 21,000 人  総職員ベースで 約 29,800 人</p>
目 標	<p>人件費予算額（一般会計第一部） 平成 22 年度 2,362 億円 ⇒ 平成 27 年度 2,134 億円（削減率▲9.7%）</p> <p>ア 人件費削減の取組  (ア) 職員数の削減  職員数の削減目標  5 年間で▲4,000 人を削減（削減率 ▲10.2%）  (イ) 給料等のカット  給料月額及び管理職手当のカットを継続して実施する。  給料月額のカット率については、人事委員会勧告の状況を見ながら年度ごとに検討する。</p> <p>イ さらに削減に向けて  (ア) 超過勤務手当  平成 22 年度予算(75 億円〔一般会計第一部〕)に対して半減し、5 年間で 118 億円を削減する。  (イ) 行政委員会委員の報酬額  「大阪市特別職報酬等審議会」の意見に基づき、月額制から日額制への見直しを行う。  (ウ) 管理職ポスト数  平成 22 年 10 月現在の係長級以上の管理職ポスト数 7,903 を 5 年間で 850 のポスト数削減を行う。</p>

事項 3-⑦	収入の確保に向けた検討
趣旨・目的	経済の活性化、事務事業の再構築等による税収改善に向けた中長期的な取組とともに、当面、税外収入の確保に向けた取組をさらに強力に推進する。
5年間の 主な取組	<p>ア 広告料収入<sup>39</sup>        広告事業の拡充について        (ア) 行政財産を活用した広告とネーミングライツ<sup>40</sup>の拡充        (イ) 新規事業の促進や全庁的な取組を強化するため、「(仮称) 広告事業推進プロジェクトチーム」を設立</p> <p>イ 不動産売却、資産の有効活用        (ア) 土地売却代の確保について        A 平成 22 年度以降順次：新たな処分検討地の追加（事業予定地の見直し、施設の公用廃止<sup>41</sup>・再編整備等による余剰地の創出）        B 平成 22 年度：まちづくりに資する未利用地（学校跡地等）について、新たな売却手法の指針を策定し、売却を促進        (イ) 資産の有効活用        平成 22 年度以降適宜：売却が困難な用地等について、暫定的な利用として、民間への貸付等による有効活用を図り、歳入を確保        ※ 市保有資産の全容について、平成 22 年 11 月に土地・施設のデータベースを公表。</p> <p>ウ 契約手法等の見直し        自動販売機・売店等について        競争性ある契約への転換の徹底などにより増収をはかる。</p> <p>エ 未収金対策        (ア) 支払い能力があるにもかかわらず、滞納のある債務者に対して、差押えなどの法的措置の徹底        (イ) 重複滞納者に対する効果的・効率的な徴収及び滞納整理の実施        (ウ) 高額難件事案に対する全市的な徴収体制の構築        (エ) 債権の適切な管理と責任の所在を明確にするため、「(仮称) 債権管理条例」を制定</p>
目 標	<p>ア 広告料収入        ⇒平成 27 年度目標額：5 億円（21 年度実績：1 億円）</p> <p>イ 不動産売却、資産の有効活用        ⇒平成 22 年度：売却目標額の設定（平成 22～30 年度までの目標額として総額 1,300 億円＋<math>\alpha</math>⇒総額 1,500 億円）、処分方針の策定</p> <p>ウ 契約手法等の見直し        ⇒平成 27 年度目標額：6 億円（21 年度実績：5 億円）</p> <p>エ 未収金対策        27 年度末 未収金残額 551 億円（21 年度末 752 億円）        現年度分 176 億円（21 年度末に比し、71 億円圧縮）        過年度分 375 億円（21 年度末に比し、130 億円圧縮）</p>

<sup>39</sup> 広告料収入：金額は「広告料収入」＋「歳出削減額」

<sup>40</sup> ネーミングライツ：施設等の名称や愛称をつける権利

<sup>41</sup> 公用廃止：行政上の用途を廃止すること